

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第 1 項及び同第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 26 日に指定した都市・地域再生等利用区域の指定等については以下の通り一部を変更する。

令和 3 年 3 月 25 日

中部地方整備局長

第 1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川狩野川水系狩野川の沼津市の別図に示す区域

第 2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、休憩施設、ベンチ、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設等（準則第二十二第 3 項第一号、第三号、第六号、第七号、第十一号に該当）

第 3 都市・地域再生等占用主体

沼津市上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会
（準則第二十二第 4 項第一号に掲げる者）

「都市・地域再生等利用区域の指定」区間

- …現指定エリア
- …今回の変更で追加するエリア

